

トラック人材確保推進事業費補助金交付要領

トラック人材確保推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和３９年秋田県規則第４号。以下「財務規則」という。）及び秋田県産業労働部商業貿易課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第１条　トラック人材確保推進事業（以下、「補助事業」という。）は、慢性的なドライバー不足を踏まえ、女性や新規学校卒業者（以下「新卒者」という。）の働きやすい環境整備等、人材確保の推進に取り組むトラック運送事業者に対し、その経費の一部を助成することにより、人材確保を推進し、秋田県における持続可能な物流体制の構築を図ることを目的とする。

（補助事業者）

第２条　補助金の交付対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、第３条第１項（１）に掲げる事業については秋田県内に本社または本店を置く貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第１項に基づく貨物自動車運送事業を営む事業者とし、第３条第１項（２）に掲げる事業については公益社団法人秋田県トラック協会とする。

２　第３条第１項（１）に掲げる事業については、次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

（１）国税又は地方税の滞納がある者（ただし、課税庁が認めた納入計画を立てている者を除く。）

（２）秋田県又は公的金融機関からの融資（間接投資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っている者（ただし、県又は公的金融機関等が認めた返済計画を立てている者を除く。）

（３）補助事業の実施にあたって、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者。

（４）申請事業者の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団等の反社会的勢力であるもの。また、反社会的勢力と関係を有しているもの。

３　補助事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること。

（補助事業及び補助率等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる事業であって、補助率及び限度額は別表１のとおりとする。

（１）人材確保のための事業

秋田県内の事業所又は秋田県内の事業所で雇用されている従業員に対して実施する次の事業

ア 女性が働きやすい環境を整備する事業

イ 新卒者を育成するための仕組みづくりを行う事業

(2) 物流業界のイメージアップに資する事業

2 対象事業の実施期間は、交付決定通知があった日から令和7年2月28日までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は別表2に定める補助対象経費の合計に別表1で定める補助率を乗じた金額で、千円未満を切り捨てた金額とする。

(県への協力等)

第5条 補助事業者は、県が別に開催する成果報告会やセミナーを通じて、実施した事業の成果を県内に周知することに協力するものとする。

2 補助事業者は、人材確保の推進とともに、運送料金及び倉庫料金の適正な転嫁や従業員の労働環境の改善について努力するものとする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 要綱第2条第2項に定める補助金等交付申請書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 収支予算書(要綱様式第2号)

(2) 事業実施計画書(要領様式第1号)

(3) 誓約書(要領様式第2号)

(4) 直近の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)

(5) 定款の写し及び履歴事項全部証明書(原本)。なお、個人事業者の場合は個人事項証明書(原本)。

(6) 会社案内等事業者の概要が分かるもの。

(7) 補助対象経費の積算根拠となる参考見積等の資料(設備導入の場合は性能・仕様等が分かる書類、カタログ等)

(8) 賃金水準の向上に関する取組を評価する資料

① 給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率が一定割合以上の場合、審査において加点するものとする。令和5年及びその前年の令和4年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(事業者が、給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について、事前に割合を計算したもの)」を作成・提出するものとする

② 任意様式で、提出部数は1部とする。

(9) 女性の活躍推進に関する取組を評価する資料

区 分	提出資料
一般事業主行動計画の策定・届出 ※従業員数 100 人以下の企業	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞 ※「女性の活躍推進企業表彰」「子ども・子育て支援知事表彰」「男女共同参画社会づくり表彰」	表彰状の写し（写真可）

(10)「ホワイト物流」推進運動に係る持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

2 前項（8）～（10）は審査にあたって加点を求める事業者が提出するものとする。

（補助金交付申請の取り下げ）

第7条 補助金の交付申請をした者が、補助金等の交付の決定を受ける前に申請を取り下げる場合は、「補助金等交付申請取下届」（要領様式第3号）を提出するものとする。

（補助事業者の選定等）

第8条 第3条第1項（1）に掲げる事業の補助事業者は、別に定める審査要領により、審査委員会が選定する。

2 前項の審査結果に基づき、知事は財務規則第248条に規定する補助金等の交付の決定をするとともに、不採択となった申請者に対しても、その旨を通知するものとする。

3 第3条第1項（2）に掲げる事業の補助事業者から補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び添付書類を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めた時は、補助金の交付を決定し、通知するものとする。

（補助金交付の条件等）

第9条 要綱第3条第3項に定める知事が必要と認める事項は、事業計画の大幅な変更等事業の基本部分に関わる変更であって、事業目的及び内容に重大な影響を及ぼす変更がある場合とし、予め知事の承認を受けるものとする。

（実績報告）

第10条 要綱第7条第2項第3号に定める補助事業等実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（要領様式第4号）
- (2) 収支精算書（要綱様式第11号）
- (3) 事業の経過を示した写真、成果品、日報など事業実施状況を示す書類
- (4) 見積書、請求書、支払伝票、帳簿、預金通帳など経費の支出状況を示す書類

（補助金の額の確定等）

第11条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（要綱第3条第1項第2号に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、すでに行った交付の決定の変更を要するときは、要綱第4条第1項の例により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助金の増額変更は行わないものとする。

（補助金の経理等）

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日が属する年度から、5年間保存しなければならない。

（財産の管理等）

第13条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（明細表）（要領様式第5号）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第10条第1項に定める書類に取得財産等管理台帳（明細表）（要領様式第5号）を添付しなければならない。

4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

（財産処分の制限）

第14条 知事は、交付要綱第10条の承認をする場合に、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付（補助金の返還）を補助事業者に対して命ずることができる。納付額に関しては、下記のとおりとする。

(1) 補助事業者が財産の処分による収入金があったとき、当該収入金又は当該財産の残余価格のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じ

て得た額を上限とする。

(2) 補助事業者に財産処分による収入金がないときは、当該財産の残余価格に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

(その他)

第 15 条 財務規則、要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

対象事業		補助率	限度額
(1) 人材確保のための事業	ア 女性が働きやすい環境を整備する事業	3分の2	100万円
	イ 新卒者を育成するための仕組みづくりを行う事業		
(2) 物流業界のイメージアップに資する事業		3分の2	300万円

(別表 2)

対象事業	内 容	補助対象経費
(1) 人材確保のための事業		
ア 女性が働きやすい環境を整備する事業	女性専用の休憩室、トイレ又は更衣室の設置	設備費、工事費等
	託児スペースの設置	設備費、工事費、絵本購入費等
	女性の就業環境整備に係る研修会の実施、社外研修への参加	講師謝金、旅費、研修参加費等
	女性のキャリアプランの作成	専門家謝金、委託料等
	荷役作業の負荷軽減に資する機器の導入	機器の導入経費
	その他知事が必要と認める事業	必要な経費
イ 新卒者を育成するための仕組みづくりを行う事業	新卒者のキャリアプランの作成	専門家謝金、委託料等
	物流業務に係る研修会の実施、社外研修への参加	講師謝金、旅費、研修参加費等
	その他知事が必要と認める事業	必要な経費
(2) 物流業界のイメージアップに資する事業	動画、テレビドラマ等の作成	委託料、広告宣伝費等
	イベントの開催	会場費、委託料、グッズ制作費等
	その他知事が必要と認める事業	必要な経費